

5 施設等利用給付認定後の申請内容の変更について

保育を必要とする事由の変更（就労から求職活動、妊娠・出産等から育児休業または就労など）、住所・氏名の変更（結婚・離婚など）、世帯員の変更、生活保護の開始・廃止等の変更が生じた場合は「施設等利用給付認定変更申請書」と、変更したことを証明する書類を提出してください。

6 翌年度以降における保育の必要性の確認（現況確認）について

施設等利用給付認定を受けた場合、認定の有効期間内において引き続き就労・疾病等の保育の必要性があるかを確認するため、年1回の現況届の提出が必要となります。

必要な書類については、「4 保育の必要性の確認に必要な書類等」をご確認ください。

なお、保育の必要性を確認した結果、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合、施設等利用給付認定を取り消すこととなります（例：就労における実働時間の実績が、確認した月の中でいずれも64時間を下回る実働時間であった場合）。

提出時期については、別途お知らせします。

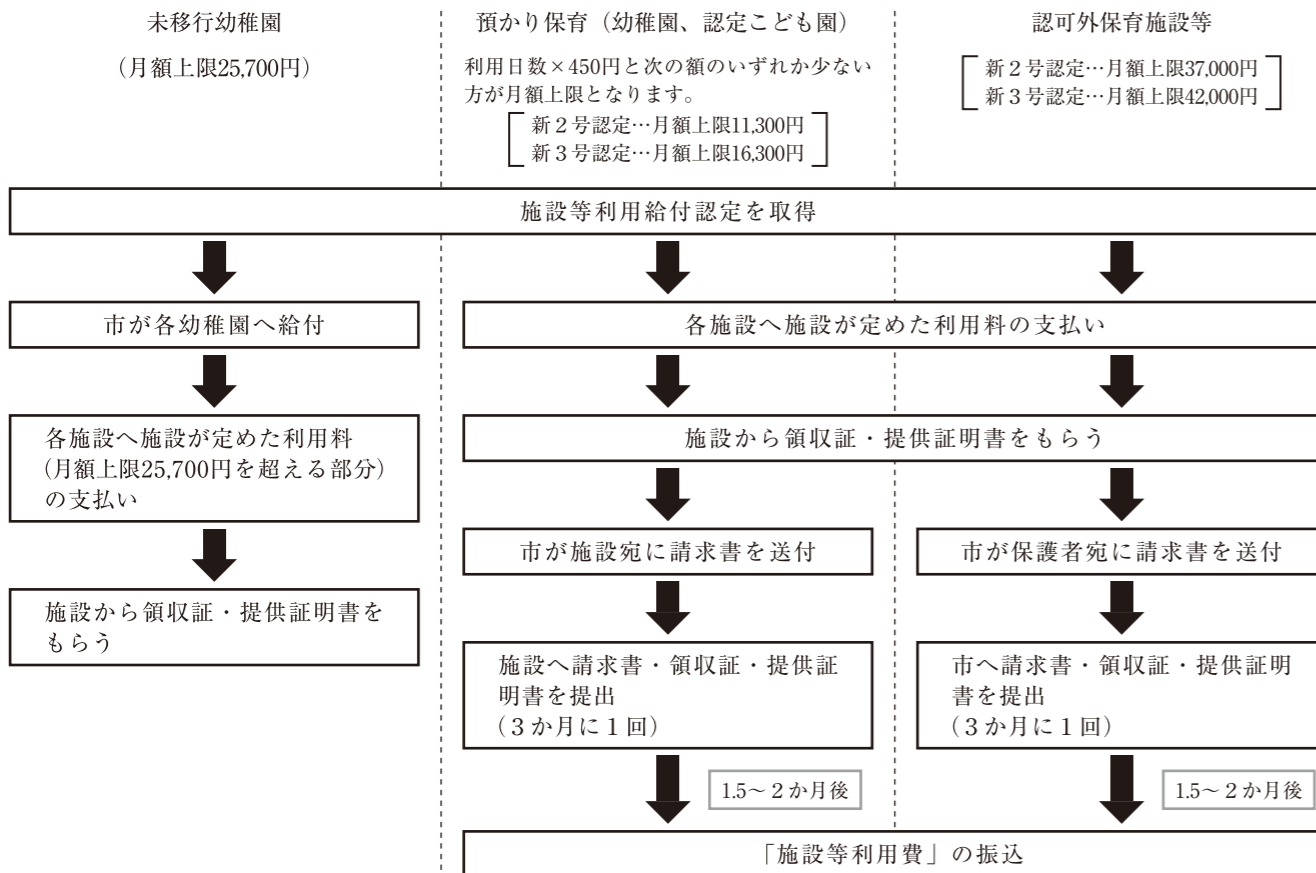
7 市外へ転出する場合

大分市の施設を利用中で、市外へ転出後も継続して同じ施設を利用される場合は、転出先の市区町村にて施設等利用給付認定を受ける必要があります。

※市外への転出日をもって、大分市での施設等利用給付認定は終了します。

転出の手続きをされる前にご自身で当該市区町村へご確認ください。

8 施設等利用費の支給の流れ



※月途中で施設等利用給付認定を受けた場合（転出等により終了した場合も含む）、月額上限額は日割りになります。

令和5年度

施設等利用給付認定 申込のてびき



施設等利用給付認定に関するお問い合わせ先

大分市福祉事務所 子ども入園課

TEL 097-537-5789

※企業主導型保育事業の認定は教育・保育給付認定になります。

施設等利用給付認定について

1 幼児教育・保育の無償化にかかる「施設等利用費の支給」を受けようとする保護者は、「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

施設等利用給付認定の種類

| 施設等利用給付認定区分 | 保育の必要性 | 対象施設 | 認定要件 |
|-------------|--------|--|---|
| 新1号認定 | 無し | 幼稚園（子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園） 特別支援学校幼稚部 | 満3歳以上の小学校就学前子ども（新2号及び新3号認定子どもに該当するものを除く。） |
| 新2号認定 | 有り | 幼稚園等*と預かり保育事業 認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業 | 満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した小学校就学前子ども*であって、 <u>保育の必要性</u> がある子ども ※申請年度4月1日時点で3歳以上の子ども |
| 新3号認定 | | ※幼稚園等…幼稚園・認定こども園（1号）・特別支援学校幼稚部 | 満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前子ども*であって、 <u>保育の必要性</u> があり、かつ <u>市町村民税非課税世帯</u> の子ども ※申請年度4月1日時点で3歳未満の子ども |

※企業主導型保育事業を利用する場合は、教育・保育給付認定を受ける必要があります。

2 保育を必要とする事由

新2号、新3号認定を申請できる児童は、その家庭が次のいずれかの事由に該当し、父母またはその他の保護者等がその児童の保育を必要としている場合です。

| 事 由 | 状 況 |
|------------|---|
| 就 労 | 仕事（月64時間以上）をする場合（フルタイム、パートタイム、夜間就労、内職など基本的にすべての就労を含む）。 |
| 妊娠・出産等 | 妊娠中、または出産後間がない場合。 |
| 疾病・障害 | 病気やケガをしたり、心身に障害がある場合。 |
| 同居親族の看護・介護 | 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時看護又は介護をしている場合や療育機関等への親子通所（月64時間以上）をしている場合。 |
| 災害復旧 | 震災や風水害、火災などの災害復旧にあたる場合。 |
| 求職活動等 | 求職活動等を行う場合（起業準備を含む）。※書類の不備により要件が確認できない場合や月64時間を下回る就労についても求職活動等とみなします。 |
| 就学 | 大学や専門学校等（職業訓練校等における職業訓練を含む）に月64時間以上通っている場合。 |
| 虐待やDV避難 | 虐待やDV被害のおそれがある場合。 |
| 育児休業中の継続入所 | 保護者の育児休業開始時点で対象施設に在籍または利用中の児童について、当該育児休業の間も引き続き同一施設の利用が必要と認められる場合。 |
| その他 | 上記と同様の状態と認められる場合。 |

※必要性の認定を判定する上で担当職員より就労（予定）先などに状況を確認させていただく場合があります。

※申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。

3 施設等利用給付認定の有効期間（認定期間）

新2号、新3号認定は保育を必要とする事由により認定期間が異なります。認定期間が終了した場合は施設等利用費の支給の対象となりません。引き続き支給の対象となるには期間の更新手続きが必要です。認定事由変更に係る書類提出やご連絡をいただいた場合、書類や公簿を本市が確認でき次第、原則、翌月1日付で変更いたします。

なお、認定開始日は書類提出日以後からとなり、遡っての認定はできませんので、ご注意ください。

| 事 由 | 状 況 |
|--|---------------------------------------|
| 新1号認定 | 当該児童の小学校就学前まで |
| 就労 疾病・障害 同居親族の看護・介護 災害復旧 虐待やDV避難 | 当該児童の小学校就学前まで |
| 妊娠・出産等 | 出産予定月と、その前後2か月まで |
| 求職活動等 | 約2か月間（効力発生日から起算して50日を経過した日を含む月末まで） |
| 就学 | 保護者の卒業予定日を含む月末まで |
| 育児休業中の継続入所 <u>（継続児に限る）</u> | 育児休業が終了する日を含む月末まで ※一時預かり利用の場合は認定不可 |
| その他 | 市長が必要と認める期間 |

※新3号認定の児童は、3歳になった次の3月31日までが「有効期間」となります。ただし、市町村民税の税年度の切り替え等によって、市町村民税非課税世帯でなくなった場合は、認定期間が終了します。

※なお、認定期間が終了する方が引き続き、施設等利用給付認定をご希望される場合は、認定期間が終了する前に書類を提出する必要があります。

4 保育の必要性の認定に必要な書類等

- 施設等利用給付認定申請書兼現況届出書
- 父親・母親・その他（祖父母等）が保育を必要とすることを証明する書類

| 保育を必要とする事由 | 提出書類 | 備 考 |
|-------------------------------|---|--|
| 就 労（外勤） | 就 労（予定）証明書（外勤用） | 就労先が変わる（変わった）場合は、新しい「就労（予定）証明書」を提出してください。 ※就労予定で提出した場合は、就労開始後に改めて提出する必要があります。 |
| 就 労（自営） | 就 労（予定）証明書（自営用） | |
| 妊娠・出産等（※） | 母子手帳のコピー | 表紙（保護者名記載のページ） 分娩予定日の欄 |
| 疾病・障害 | 診断書（保育の必要性認定用） 身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 または療育手帳 | 各手帳はコピーを提出してください。 |
| 同居親族の看護・介護 ※原則、別居親族不可 | 診断書及び 看護・介護申立書 | 療育機関等への親子通所の場合は、「在園・通園証明書」もあわせて提出してください。 |
| 災害復旧 | り災証明等 | |
| 求職活動等 | 求職活動状況申告書 | 起業準備の方は「就労（予定）証明書（自営用）」もあわせて提出してください。 |
| 就学 | 就学状況報告書 在学証明書 カリキュラム | |
| 育児休業中の継続入所 <u>（継続児に限る）</u> | 就 労（予定）証明書 育児休業証明書 在園・通園証明書 | 保護者の育児休業開始時点で対象施設に在籍または利用中の児童のみ。 認定希望日以前から在籍していることの確認のため「在園・通園証明書」を提出してください。 |
| 虐待やDV避難 | 大分市子ども入園課管理担当班にお問い合わせください。 | |

※申込後に出産予定で母子手帳が交付された場合は、必ず母子手帳のコピーと施設等利用給付認定変更申請書を提出してください。